

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
会議名 (審議会等名)	令和7年度 嬉野市文化財保護審議会		
開催日時	令和8年2月3日(火) 14:00~15:30		
開催場所	嬉野市役所塩田庁舎 3-2会議室		
傍聴の可否	○可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	辻田正信、峰松哲也、金子信二、家田淳一、一ノ瀬昌彦、森繁晴、原田都巳子、田中宏子	
	事務局	教育長、教育部長、教育総務課長、教育総務課副課長、教育総務課職員2名	
	その他		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	(1) 議題 (2) 名簿 (3) 各種資料		
審議等の内容	・審議内容等は別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	令和7年度事業の報告と令和8年度事業の予定について		
内 容	事務局より、令和7年度の事業実施状況等の報告と令和8年度事業の予定を説明。		
審議経過	事務局	<p>令和7年度事業の報告及び令和8年度事業の予定</p> <p>【災害関係】</p> <p>災害によるき損は小規模なものを含めて頻発していたため、令和6年度より樹木医に診断等を委託し、樹木の現況を調査した。その診断結果と今後の意向についてのアンケートを令和7年に所有者や管理者に配布している。意向調査については、現在5か所からの回答があった。1か所は完全に伐採したいがとりあえず様子見。来年度すぐ回復したいが2か所、再来年度以降回復したいが2か所となる。</p> <p>昨年7月31日に大草野丹生神社のウバメガシの大枝が折れ、近隣の田に倒れる事態があった。また11月26日には幹が10mほど折れるなどして樹木が大きく損なわれた。幸いにも人的被害はなかったが、神社の屋根瓦などその他の被害もあった。このウバメガシも樹勢回復策が必要な樹木と診断されていた。折損や倒木の恐れがあると診断された樹木が他にも複数あり、今後所在地の行政区長や所有者とアンケート結果を踏まえた話し合いが必要になると思われる。</p>	
	委員	<p>大きな木がき損して倒木することは天然記念物としてもったいない。一覧表では同じような状態の樹木が多く大変だろうが、管理をお願いしたい。</p>	
	委員	<p>指定文化財のき損を原因とする人損や物損に対する補償はあるのか。直接的なものはないだろうから、もし何かあった場合は大変である。より一層管理をしなくてはならない。</p>	
	委員	<p>ウバメガシの倒木の原因、同じことが起こらないように調査は行ったのか。ここは足元の地面が下がっていて水が溜まりやすい。楠風館の敷地も同じような状況にあり植わっていた樹木が数年で枯れた。</p>	
	事務局	<p>ウバメガシは診断後まもなく折れたため、同じ樹木医に再び診てもらった。樹木医の見解では盛土による樹勢低下が指摘されていたが、盛土を削ったとしても効果はすぐ現れず、長い目で見ていく必要があるとの</p>	

	<p>委員 事務局</p> <p>委員</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>こと。また令和6年度の診断において地面から2mの高さまでの樹木の内部を調査したが、空洞が顕著に認められた。実際に折れた枝の断面を見ると中がスカスカで、幹内部には木を食い荒らすカミキリ虫もいた。</p> <p>他の樹木の状況は？またこの状況について指摘はしているのか？</p> <p>危険性が低いのは光武の十郎藤。これはつる性の植物で他の植物に巻き付いているため。他の樹木について危険性は高いが、一部は日常的に管理されているため折れても危険は軽減されると考えられる。しかし、危険性がないとはいえない。</p> <p>人の往来のあるところでは指定文化財については注意喚起をしたほうが良い。</p> <p>人が通るところでの安全への配慮について意見があった。立て看板などを検討してはいかがか。</p> <p>この結果について管理者・所有者に連絡をしているため、注意喚起はある程度できている。看板の設置等についてはおって相談、検討する。</p> <p>【埋蔵文化財関係】</p> <p>市道拡幅工事について、予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地「俵坂番所跡」内を通ることから、9月に確認調査を実施した。結果、近世陶磁器の破片や長崎街道の遺構が発見されたため、発掘調査を実施し、記録保存をする。工事の際は景観を壊さないように開発者に申し入れる予定。なお調査は令和8年1月末より開始している。この発掘調査について現地説明会の実施を考えているが、この遺跡の近辺には駐車場が少なく、また路線バスも廃止されている。そこで駐車場など交通手段について意見がほしい。</p> <p>【歴史民俗資料館関係】</p> <p>今年は鹿島市が開催する企画展「有明海の恵み～藤津の漁業と水運～」の連携展示として歴史民俗資料館でも関連した資料を展示している。塩田川と有明海をつなぐものとして船に注目し、鹿島市より船大工道具を借りて第1展示室入口に展示している。3月29日まで開催している。</p> <p>【伝統的建造物群保存地区について】</p> <p>今年度はA家主屋の第2期工事及びB家主屋の修景工事が実施され、2月末に竣工予定である。来年度はC家主屋の剥落した漆喰の修理と排水能力の向上のため雨どいと排水溝の蓋を交換する予定。塩田津の保存活用計画について、こちらは選定以降に変更がなかったため、重伝建選定及び嬉野市制20周年を契機として改訂を進めている。</p> <p>また西岡家については消防署からの指導や、機器の経年劣化及び近年の文化財の焼損を受けて防災設備を整える。来年度は設計を行い、令和9年度に工事が始まる予定。</p>
--	---	---

	<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>近年は文化財の焼損、落雷などを受けての防災が課題で、これまで以上に異常気象を踏まえた管理が必要になってくると思う。</p> <p>【天然記念物再生事業について】</p> <p>令和 7 年は樹幹保護工、病虫害防除、土壌改良、樹木医指導、調査診断の集計が行われた。令和 2 年度からの成果により葉の色は青々としており、茶業試験場の機械検査では測定不能とでるほどだった。枯れは一部あったが、予想以上に樹勢回復し、逆に重みで垂れ下がったため、支柱で補強した。</p> <p>今年は新芽の伸長量が多く、全体として増加傾向だが、秋ごろに葉を目視したところ一部に夏の高温や乾燥により葉の青さが控えめな傾向が認められた。</p> <p>西側の一部は枝折れや病気で樹勢が衰退するところもあったため、これからも経過観察が必要である。また樹勢回復を阻害するコケやシダ植物が幹や枝についているため、これらが生えない環境を作ることが必要である。他に令和 7 年度は大チャノキを囲む柵を木柵からプラ擬木へ変更した。10月に木柵の撤去及びプラ擬木柵の設置を実施し、11月に完了した。工事の際には樹木医と学芸員が立ち会ったが、木柵までは大きく太い根や中くらいの根は張っておらず根に大きな影響を与えず工事ができたと考えられる。</p> <p>チャノキの新芽のグラフの見方がわからない。A~K 群は恐らくブロックを分けているものだと思うが、どこが何を示すものか。</p> <p>大チャノキは株立ちしており、その株ごとに分けて群としている。</p>
その他		

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	審議について		
内 容	新しい文化財の指定、指定解除について審議を行う。 寄贈の相談を受けた資料について意見等を求める。		
審議経過	会長	次に議題2に移ります。はじめに新しい文化財の指定、東吉田の緑色片岩製角宝塔についてです。説明をお願いします。	
	事務局	東吉田の緑色片岩製角宝塔について令和2年から協議にあげていたが、新型コロナウイルスの影響で審議を中断しており、昨年度より審議を再開した。昨年度は石造物の専門家である有識者にも確認してもらい、計測箇所や文化財指定に関する書類を整理して委員に共有した。数年間空いたため、前回の審議会後に所有者から指定の内諾を頂き、答申案を作成した。	
	会長	以前この件について協議し、現場を見た。正式に文化財へ指定する流れでもよいか。	
	委員	文化財指定に異論はないと考える。角宝塔は珍しい石造物で、素材の石も貴重である。中世後期のもので彫り出しもよい。早急に指定文化財の形にもっていくべきである。ただ答申案に残欠部について書かれているが、こちらも文化財に含めるのか。案の中には残欠部についても言及があるから含められていると思っていたのだが。	
	委員	附の形でもよいのでは？	
	委員	員数のところに附の形で、残欠という形でつけていいのではないか。	
	事務局	附をつける形で答申を出す、というところまで諮っていただいでよいでしょうか。	
	会長	事務局からの補足説明として、この件について教育委員会より諮問をもらっている。審議会は答申を出さなくてはならないが、委員から特段の異議がなければ指定の答申をさせていただく。残欠部については附の形で答申をだすことでよいでしょうか。	
	委員一同	異議なし	
会長	つづいて大草野丹生神社のウバメガシについてです。こちらは残念ながら折れており、地元の意向を踏まえて指定解除できないか、というこ		

		<p>とで意見がでていいる。こちらも教育委員会より諮問がでていいるため、委員の皆さんにご意見を伺いたい。</p> <p>委員の皆様、特段のご意見はございませんか。教育委員会の諮問に対して、指定解除の答申をする形でよいでしょうか。</p>
委員一同		異議なし
会長		<p>このようなことが再び出てこないことを願うが、やむを得ない。このように答申します。</p> <p>次に寄贈についてです。事務局お願いします。</p>
事務局		<p>2点の資料について寄贈のご相談を受けていいる。まず1点目が蓮池藩八代藩主直與公の書とされる掛け軸で、個人の方が所有・保管されていおり、大きさは縦132cm×横67cmです。現在の所有者は俵坂番所での勤務歴もあるとされる武士の家系の方です。内容について所有者の方によれば、万延元年に塩田における新式大砲の試射と、永淵における船操練を観た時の感激を書にしたものとのこと。また将来嬉野市に寄贈することも考えていいるとのことです。</p> <p>続いて2点目ですが、これは現物を預かっていおり会場に持ってきていいます。様々な模様がかまれた紙の束で、同封された文書から恐らく明治時代のものであることがわかる。久間にある所有者の家を整理する際に発見されたもので、現在は小城市の方が保管をされていいます。保管者が文化財として価値あるものではないかと考えられ、嬉野市に持ち込まれました。用途について様々な方にご意見をうかがったところ、着物や焼き物への転写の際に用いられたのではないかと考えられていいます。</p>
委員		市の条例等で寄贈について審議会を確認することが必要であるのか？
事務局		<p>条例には明記されていないが、初めて見るものなので専門家の意見を伺い参考にしたい。</p> <p>※寄贈品についての確認</p>
委員		藍がついていいるのがあある？
事務局		<p>一部染料が付着していいるものがある。素材は紙で柿渋が塗られていいる。屋号の判子が押されていいるものもある。</p> <p>委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型紙が大きい。帯や着物に使っていたかもしれない。 ・染物業の人が使っていたのではないか。 ・模様だけでもいいものだから残してもよいのでは？ ・当時は和紙しかないのではないか？和紙にしては紙の密度が高い →柿渋が塗られていいるのでそのせいかもしれない ・もらいものや家庭で使っていたにしても量が多い
会長		<p>いかがでしようか。文化財としての価値を判断するのは難しいかもしれないが、何か意見をいただけないだろうか。</p>
委員		<p>型紙摺りだろうか。様々なデザインがあり、個人的におもしろいと思う。模様をデータベースとして蓄積してもよいだろう。</p>

	<p>委員</p> <p>会長</p>	<p>8代目直與公は塩田とも関係しており、名君ともいわれている。より調査するためにも寄贈については、よければ受けてほしいと思う。</p> <p>型紙の時代を特定するならば、流行があるかもしれないので専門家の意見を聞いてみてもいいかもしれない。量が多く、精巧なので恐らく職業にしていた人のものではないだろうか。歴史的なものを調べてもらったほうがよい。</p> <p>寄贈については、2点は市の文化財担当局で預かり、調査をしていくということでよいでしょうか。最後に事務局にお返しします。</p>
<p>その他</p>		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	審議について		
内 容	その他連絡事項		
審議経過	事務局	<p>現在の文化財保護審議会委員について任期が令和6年4月から令和8年3月末までとなっております。皆様に引き続きお願いしたいと考えています。</p> <p>次に伝建 de デジタルスタンプラリーが令和6年8月より始まり、令和8年1月25日に終了しました。これは文化財保護法における伝建制度50周年を記念したイベントです。約9500人が参加し、習得されたスタンプの数が集計されました。その中で塩田津のスタンプ獲得数は九州では2番目でした。</p> <p>3つ目に嬉野市では太陽光発電設備に関わる条例が制定されています。この条例では事業の抑制区域を定めることができ、文化財保護法、佐賀県文化財保護条例、嬉野市文化財保護条例で指定・登録された文化財の所在地やその周辺を含めた地域がこれに含まれている。また伝建地区内の個人住宅に設置する太陽光発電については町並許可基準が適応され、これを満たさない場合は事前に協議を行う必要がある。これは既に制定されており、遅くなりましたが、ご報告いたします</p> <p>4つ目の食文化ストーリー事業について、こちらは令和6年度から始まり、現在も市茶業振興課が中心となって、文化庁補助事業を活用し取り組んでいる。今年度はアンケートや文献を用いた調査や他県の釜炒り茶の調査が行われた。これを受けて第2回検討委員会が実施され、うれしの釜炒り茶を文化財指定または登録するための課題と課題に対して取り組むべき事項が明らかになった。茶業振興課としては国の登録文化財を目標に現時点では取り組んでいる。その他連絡事項等については、以上です。質問はありますか。</p>	
	委員	太陽光発電の条例について抑制地域は周知の埋蔵文化財包蔵地は関係するののか。	
	事務局	条例上は明記されていないが、文化財保護法で嬉野市全域が国のカササギ生息地として指定されている。それを踏まえて、事業者配慮を求	

	<p>委員</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>めることは可能である。</p> <p>太陽光発電について相談が来たら市で協議するシステムになっているのか？</p> <p>嬉野にある窯業遺跡の中でも重要な吉田の幽軒屋敷跡（祇園幽軒遺跡）が突然太陽光発電の工事がされ、入れなくなった事例がある。太陽光発電は重要な事業だが、文化財担当部局とも協議できるシステムが機能すれば、という気持ちで質問した。</p> <p>現在釜炒り茶の伝承者伝承者はどれくらいいるのか。</p> <p>担い手の方が一人亡くなられたが、保存会は今もあり、後継者もいる。嬉野市の小学校でも釜炒り茶体験が行われている。</p> <p>昔はどここの家庭でもやっていた。いろんな思い出がある。</p> <p>指定・登録への課題が明らかになったとあるが、指定を目指しているということでもいいのか？</p> <p>茶業振興課は文化財指定（登録）を目指しているとのこと、課題としては後継者不足が一番大きい。</p> <p>他にご質問はよいでしょうか。</p> <p>長時間ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>これで令和7年度嬉野市文化財保護審議会を終了いたします。</p>
--	---	---